



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年4月22日火曜日 第1957号

◇ 目次 ◇

県税の収納事務の委託.....	465
土地改良事業の工事の完了.....	465
保安林の指定.....	465
保安林予定森林.....	465
港湾計画の変更の概要.....	466
建設業者の許可の取消し.....	467
道路の位置の指定（3件）.....	467
建設業者の許可の取消し.....	467
土地改良区連合役員の就任の届出.....	468
建設業者の許可の取消し.....	468
道路の供用開始（県道瀬田八多喜停車場線）.....	469

告 示

○愛媛県告示第 630 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成20年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 委託した事務の範囲及び内容

受託者の本庁舎、川東支所及び上部支所における自動車税（平成20年度定時課税分に限る。）の収納の事務

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

新居浜市
新居浜市一宮町一丁目5番1号

3 委託期間

平成20年4月1日から同年6月30日まで（納税の受付は、同年5月12日から同年6月10日まで）

○愛媛県告示第 631 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成20年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	上浮穴高原地区	平成20年3月31日

○愛媛県告示第 632 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 保安林の所在場所

南宇和郡愛南町御荘菊川2344・2346・2348・2355・2356（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、2345、2354

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

御荘菊川2348・2356（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2344から2346まで、2355

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 633 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

今治市玉川町摺木字高瀬甲250の1、字側尻八ヶ谷乙42

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高瀬甲250の1・字側尻八ヶ谷乙42（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

今治市玉川町與和木字コセフラ乙29の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字コセフラ乙29の2（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

今治市朝倉上甲1354の1、甲1356、甲3264の1、乙501、乙503、乙503の2から乙503の4まで、乙504、乙505、乙507、乙508

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
朝倉上甲1354の1・甲3264の1・乙501・乙503・乙503の2・乙508（以上6筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

今治市古谷甲700の1、甲700の2、乙66、乙68

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
古谷甲700の1・甲700の2（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

今治市古谷乙59の88

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
古谷乙59の88（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所

今治市吉海町名駒233から239まで、255

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
吉海町名駒238・239・255（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第634号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、三島川之江港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成20年4月22日

三島川之江港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 港湾計画の変更の概要

三島川之江港港湾計画の変更の概要（平成7年2月愛媛県告示第148号）によりその概要を告示した三島川之江港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

ア 泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
金子	14.0	2
	9.0	1
	5.5	6

イ 航路・泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
金子	14.0	18
	9.0	3

(2) 係留施設計画

岸壁

地区名	公共用又は専用の別	水深(メートル)	バース数	用途
金子	公共用	14.0	1	一般船用
		9.0	1	一般船用

		55	2	一般船用
--	--	----	---	------

2 港湾計画の縦覧の場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第 635 号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年 4月22日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-19)第14983号	平成19年4月19日	(有)四国シナプス	尾野 庸子	西条市中西317-5	平成20年3月13日	土木事業 建築工事業 は装工事業	建設業の廃止
(般-19)第15162号	平成19年10月24日	山中建築設計工務	山中 裕	新居浜市船木甲5166-4	平成20年3月19日	土木事業 建築工事業	建設業の廃止
(般-15)第15476号	平成15年12月26日	曾我工務店	曾我 政夫	西条市榑木163-2	平成20年3月19日	建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止(法人成り)

○愛媛県告示第 636 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年 4月22日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

- 指定年月日及び番号
平成20年 3月27日 19四土建(道)第12号
- 道路の位置
四国中央市三島中央五丁目字木瓜1653番10,1653番2の一部及び1654番1の一部
幅員 6.00メートル
延長 52.04メートル

- 申請人の住所及び氏名
大阪市北区大淀中一丁目1番88号
積水ハウス株式会社
代表取締役 和田 勇
- 図面省略

四国中央市川之江町字枯木2321番1の一部、2321番2の一部及び2333番の一部

幅員 6.03メートル~6.05メートル
延長 57.61メートル

- 申請人の住所及び氏名
四国中央市川之江町2033番地1
有限会社江南不動産
代表取締役 伊藤 清司
- 図面省略

○愛媛県告示第 638 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年 4月22日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

- 指定年月日及び番号
平成20年 4月10日 19四土建(道)第11号
- 道路の位置
四国中央市具定町字山田86番
幅員 4.50メートル
延長 22.40メートル

- 申請人の住所及び氏名
四国中央市三島中央三丁目14番11号
有限会社トラヤ第一不動産
代表取締役 合田 義久
- 図面省略

○愛媛県告示第 637 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年 4月22日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

- 指定年月日及び番号
平成20年 3月27日 19四土建(道)第15号
- 道路の位置

○愛媛県告示第 639 号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年 4月22日

愛媛県知事 加戸守行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 16) 第 13007号	平成17年 3月15日	ティーアンドティー総合 設備工業(有)	高木 利夫	松山市針田町106 - 4	平成20年 3月3日	管工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第 8662号	平成17年 2月22日	榊聖和工業	秋山 律子	松山市安城寺町1461 - 6	平成20年 3月5日	板金工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第 7608号	平成18年 5月7日	榊協立舗道工業	西川 裕子	松山市越智町124 - 5	平成20年 3月11日	土工事業 ほ装工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第 15951号	平成18年 6月5日	勝友保温	梶上 忠則	松山市小坂 5 - 2 - 15	平成20年 3月12日	熱絶縁工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 19) 第 15001号	平成19年 5月13日	松山コンステック(株)	松岡 彰彦	松山市本町 2 - 1 - 7	平成20年 3月24日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第 12179号	平成18年 2月5日	ハウ・テック	近藤 慶一	松山市道後喜多町 5 - 24	平成20年 3月25日	土工事業 建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 640 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 4月22日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	萩 森 良 房	八幡浜市日土町 5 番耕地2478番地
"	和 気 糸 則	八幡浜市真網代丙257番地
"	藤 井 万 一 郎	宇和島市柿原636番地
"	二 宮 通 弘	宇和島市宮下甲1031番地
"	毛 利 重 樹	八幡浜市保内町須川2097番地
"	白 石 勝 一	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地1027番地
"	大 星 政 人	西宇和郡伊方町川永田甲1071番地
"	池 田 六 郎	西宇和郡伊方町二見甲2100番地
"	井 上 善 一	西宇和郡伊方町大江51番地 1
"	山 下 茂	西宇和郡伊方町三崎1721番地
"	片 山 勇	西予市三瓶町朝立 2 番耕地157番地
"	桐 山 寿 男	西予市明浜町高山甲3560番地
"	毛 利 信 介	宇和島市吉田町立間 2 - 103 - 3 番地
"	清 家 金 嗣	宇和島市吉田町立間 1 - 587番地
"	高 橋 英 吾	八幡浜市1557番地の 1
"	石 橋 寛 久	宇和島市栄町港 2 - 4 - 14
"	二 宮 通 明	八幡浜市保内町喜木 3 番耕地224番地
"	三 好 幹 二	西予市宇和町山田2061番地
"	山 下 和 彦	西宇和郡伊方町湊浦1002番地20
"	安 藤 芳 夫	西予市明浜町依津 3 番耕地353番地第1
"	赤 松 與 一	宇和島市吉田町法花津 8 番耕地230番地

"	垣 内 源 一 郎	西宇和郡伊方町松561番地 1
監 事	上 甲 栄 洋	西予市明浜町依津 3 番耕地38番地
"	阿 部 道 忠	西宇和郡伊方町大久1282番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	萩 森 良 房	八幡浜市日土町 5 番耕地2478番地
"	和 気 糸 則	八幡浜市真網代丙257番地
"	松 本 泰 宏	宇和島市光満甲1568
"	二 宮 通 弘	宇和島市宮下甲1031番地
"	二 宮 不 二 男	八幡浜市保内町宮内 4 - 13 - 1
"	毛 利 重 樹	八幡浜市保内町須川2097番地
"	大 星 政 人	西宇和郡伊方町川永田甲1071番地
"	池 田 六 郎	西宇和郡伊方町二見甲2100番地
"	井 上 善 一	西宇和郡伊方町大江51番地 1
"	山 下 茂	西宇和郡伊方町三崎1721番地
"	樋 口 隆	西予市三瓶町津布理905番地
"	桐 山 寿 男	西予市明浜町高山甲3560番地
"	毛 利 信 介	宇和島市吉田町立間 2 - 103 - 3 番地
"	濱 名 長	宇和島市吉田町奥浦甲2794番地
"	高 橋 英 吾	八幡浜市1557番地の 1
"	石 橋 寛 久	宇和島市栄町港 2 - 4 - 14
"	藤 井 万 一 郎	宇和島市柿原636番地
"	二 宮 通 明	八幡浜市保内町喜木 3 番耕地224番地
"	山 下 和 彦	西宇和郡伊方町湊浦1002番地20
"	小 玉 岩 康	西予市野村町阿下 2 号597番地
"	赤 松 與 一	宇和島市吉田町法花津 8 番耕地230番地
監 事	片 山 勇	西予市三瓶町朝立 2 番耕地157番地
"	西 村 助 廣	西予市明浜町渡江914 - 1

○愛媛県告示第 641 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年 4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 15) 第15286号	平成15年 4月7日	インテリアINOUE	井上征四郎	喜多郡内子町大瀬中央33 65	平成20年 3月14日	内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第2930号	平成17年 10月25日	㈱面田組	面田 芳紀	南宇和郡愛南町城辺甲42 40	平成20年 3月17日	大工工事業 左官工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17) 第5151号	平成17年 4月4日	㈱新光建設	中矢 真一	八幡浜市1198 - 1	平成20年 3月18日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18) 第9377号	平成19年 2月6日	(有)浅野工務店	浅野 哲男	宇和島市明倫町4 - 2 - 20	平成20年 3月19日	建築工事業 大工工事業 管工事業	建設業の廃止
(般 - 15) 第15285号	平成15年 4月7日	兵頭建築	兵頭 晃	北宇和郡鬼北町大字小西 野々359	平成20年 3月24日	建築工事業	建設業の廃止 (事業継承)
(般 - 17) 第12100号	平成17年 9月4日	美東建設(有)	山田 哲雄	喜多郡内子町大字袋口66 2	平成20年 3月31日	大木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 642 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市八多喜町甲228番 1 地先 大洲市八多喜町甲222番 7 まで	平成20年 4月22日